



◇最低賃金の改定について

令和5年10月1日より最低賃金が40円上がり、950円に改定されました。これに伴い、労働条件の見直し、就業規則の改定などの対応が必要となる場合があります。今回の改定や労務問題についてお悩みがある場合には商工会へご連絡ください。

最低賃金には、「地域別最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。今回の改定は「地域別最低賃金」だけのため、「特定（産業別）最低賃金」の対象事業所は令和4年12月21日からの改定はありません。

◇年次有給休暇取得促進期間

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度(※1)や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇(※2)の活用が効果的です。年次有給休暇を上手に活用するために導入をご検討ください。

(※1)年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば計画的に取得時を割り振ることができる制度です。

(※2)年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

【問い合わせ先】

岐阜労働局雇用環境・均等室

TEL:058-245-1550

(年次有給休暇取得促進特設サイト URL)

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

◇令和5年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。最低賃金の引き上げに伴う支援策として8月31日から制度拡充がなされています。制度拡充された内容は以下の通りです。

●対象となる事業場について、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内から50円以内に拡大。

●事業場規模50人未満の事業者について、賃金引上げ後の申請を可能とする。

●事業場内最低賃金額に応じて設けた助成率の区分を30円引き上げる。

【対象事業者】

下記の要件を満たしている事業者

●中小企業・小規模事業者であること

●事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること

●解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

【対象となる設備等】

●生産性向上・労働能率の増進に資する設備投資・関連経費等

【助成上限額】

助成の上限額及び助成率は最低賃金の引き上げ額(30円以上、45円以上、60円以上、90円以上)、引き上げる労働者数、事業場規模によって異なりますので詳しくは「厚生労働省ウェブサイト(業務改善助成金)」をご確認ください。

【申請期限】

2024年1月31日(※予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。)

【問い合わせ先】

業務改善助成金コールセンター

TEL:0120-366-440

受付時間:平日8時30分～17時15分

◇ザ・ビジネスモールのご案内

ザ・ビジネスモールとは商工会・商工会議所が運営するネットを利用した「会員限定」、「無料」の販路開拓支援サービスです。

▽自社PRを掲載

全国約29万社が集まるザ・ビジネスモールで、自社の強みをPR! iタウンページにも無料でPRが掲載されます。

▽新しい取引先を開拓

新しい取引先を効率よく探す事のできる、取引先開拓支援サービス「ザ・商談モール」があり、買い手側・売り手側いずれでもご利用になれます。

・買い手として利用<効率アップ>

「仕入れたい」「加工して欲しい」「依頼したい」といった“買いたい案件”をサイトに登録することで全国の企業に一括で見積依頼ができます。

・売り手として利用<販路開拓>

自社で対応可能な“買いたい案件”に見積提案する事で新たな販路開拓ができます。

地域を越えた商談成約報告事例も多数。

売り手カテゴリを登録しておく、新着案件がメールで届きます。

※ザ・ビジネスモールのご利用にはユーザー登録が必要です。

ユーザー登録はこちらから →

【問い合わせ先】

ザ・ビジネスモール事務局

TEL:050-7105-6220

受付時間:平日9時00分~17時00分

<https://www.b-mall.ne.jp/>



◇小規模事業者持続化補助金の公募について

■持続化補助金（一般型）

【補助上限額及び補助率】

・通常枠 50万円

・卒業枠 200万円

・後継者支援枠 200万円

・創業枠 200万円

補助率 2/3

・賃金引上枠 200万円 補助率 2/3 (赤字事業者は 3/4)

※インボイス特例の要件を満たしている場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せします

【補助対象事業】

販路開拓等の取組や、販路開拓等と併せて行う業務効率化（生産性向上）の取組み
<申請受付締切>

第14回公募締切：2023年12月12日

事業期間：2024年8月31日まで

第15回公募締切：2024年2月

事業期間：2024年10月末まで

※第15回のスケジュールは現時点での「見込み」のため変更となる可能性があります。

商工会では、申請に必要な経営計画の作成のお手伝いをしておりますのでお問い合わせください。尚、計画書作成には時間がかかりますので、早めの取組をおすすめします。

◇商工会の実施した主な事業等

9. 5 青年部全体会議（商工会館）

9. 7,8 外国人受入事業所定期監査

9.13 外国人受入事業外部監査（商工会館）

9.19 女性部視察研修（岐阜県庁）

9.25 養老支部役員会（山びこ）

9.27 工業部会・傘下団体役員会（商工会館）

9.29 笠郷支部役員会（笠郷自治会館）

◇参加した主な会議等

9. 4 西濃事務局長会議（安八町）

9. 6 経営支援員研修会（岐阜市）

9. 8 商工会職員下期研修会

経営支援事例発表岐阜県大会（羽島市）

9.15 ハロープロジェクト（安八町）

◇今後の予定

10.25 スマホで出来る SNS 情報発信講座、
動画編 1回目（商工会館）

商工会では「経営相談・支援」や「税務相談・経理指導」「金融相談、斡旋」「取引・販路開拓支援」「労務支援」「専門家派遣支援」「IT支援」「補助金書類作成支援」など皆様のご相談に応じた支援を行っています。

発行：養老町商工会

TEL:32-0549 FAX:32-2862

E-mail: yourou@ml.gifushoko.or.jp

URL: <http://yoroshokokai.net/>

Line: @357vrlyl